日　時：令和 7 年 2 月 17 日
　　午後 1 時 30 分～
場　所：南砺市役所本館 302 会議室

第 3 回南砺市上下水道料金検討委員会

1．　開会

2．　水道料金改定方針、料金水準の算定、料金体系の検討

3．　下水道使用料改定方針、対象経費の算定、使用料体系の検討

4．　その他

5．　閉会

【配布資料】　・次第

・南砺市上下水道料金検討委員会第 3 回委員会資料（水道事業）

・南砺市上下水道料金検討委員会第 3 回委員会資料（下水道事業）

・南砺市上下水道料金検討委員会第 2 回委員会ご意見一覧

別紙 1 南砺市合併前旧 8 町村の水道料金（一般家庭用）

別紙 2 南砺市合併前旧 8 町村の下水道使用料（一般家庭用）

・次回委員会日程調整表・ご意見メモ

南砺市上下水道料金検討委員会
第３回委員会資料（水道事業）

写真：不動滝の霊水

令和７年２月17日

第１章　料金改定方針

1. 料金算定期間の決定

「水道料金算定要領（(社) 日本水道協会)」では、『料金算定期間は、概ね３年から５年を基準とする。』と示している。

本市水道事業において現行の水道料金を据え置いた場合、令和７年度から単年度損益が赤字となることが想定されるが、料金改定には条例改正に伴う議会対応や住民への説明などの準備に時間を要することから、最短でも令和９年度からの料金改定が最も現実的である。

以上を踏まえて、今回の料金改定時期及び期間を下記のとおりとする。

■料金改定時期及び期間に関する条件

- **料金算定期間：５年（令和９年度～令和 13 年度）**
- **料金改定時期：令和９年度**

図１：現行料金における収益的収支の見通し

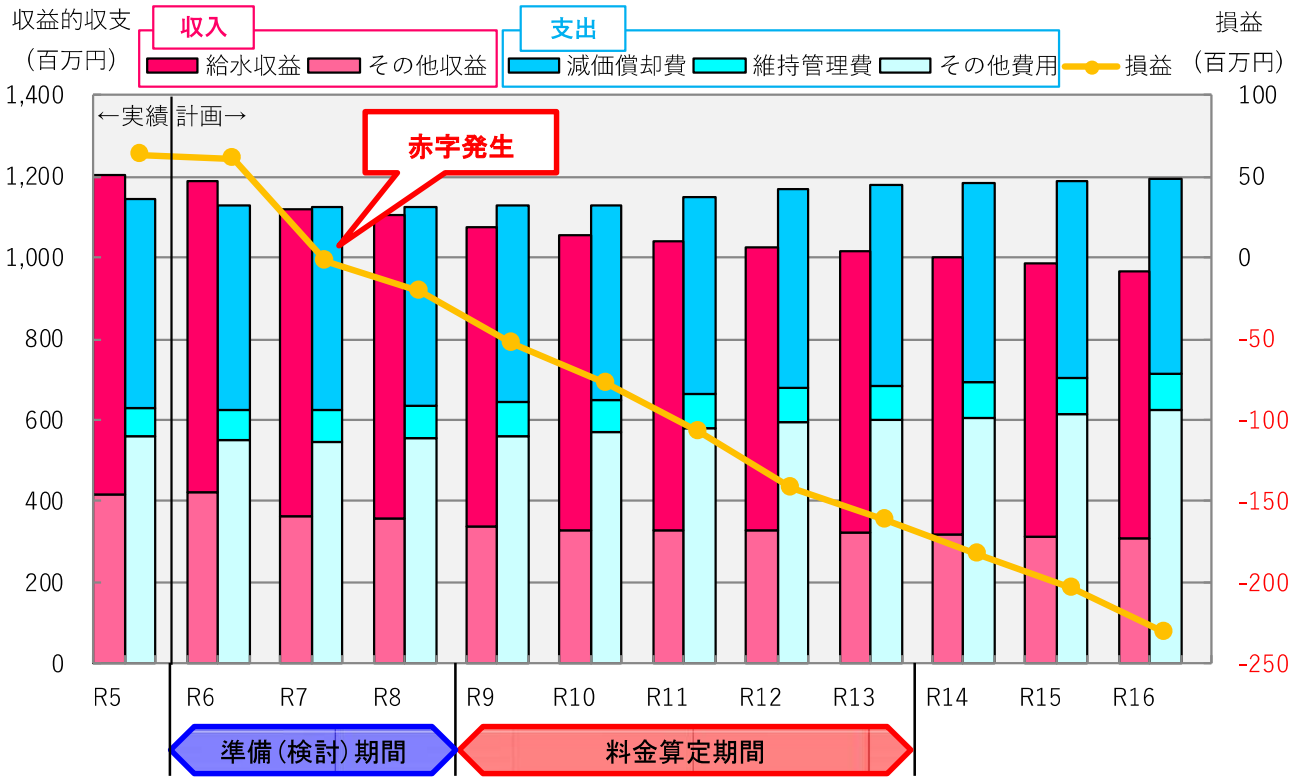

2. 検討手法の整理

一般的に水道料金は、次のような手順で算定される。

今回の検討では、これまでの検討にて定めた財政計画に基づき、料金水準の算定を行い、料金体系の設定に向けた条件整理を行った。今回の検討結果をもとに具体的な料金体系を設定するものである。

図２：料金算定のプロセス

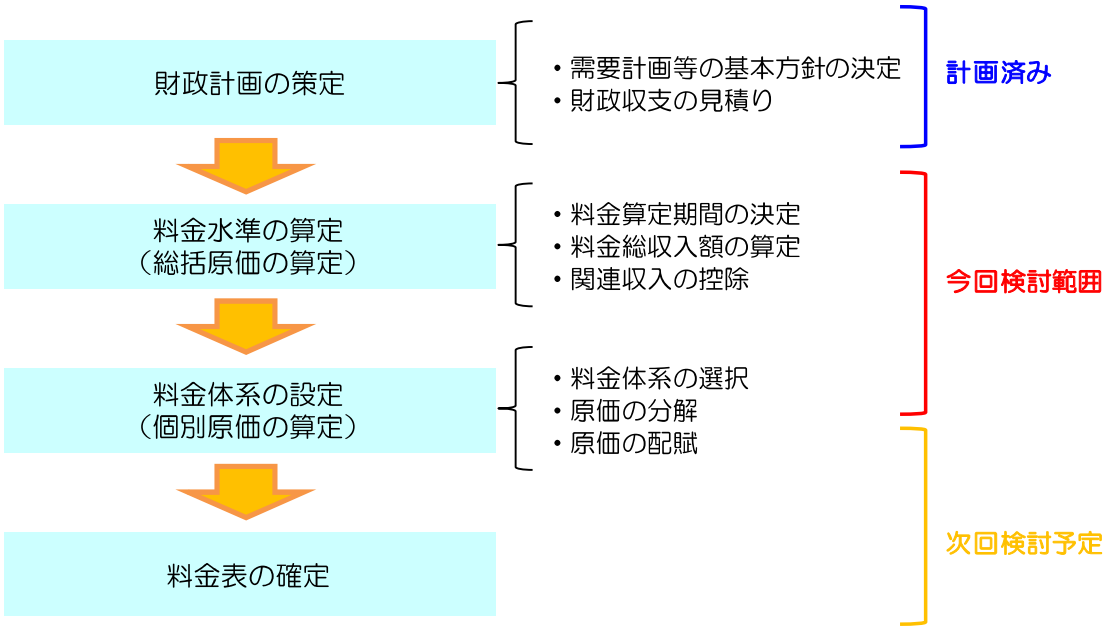

また、料金算定手法として、「総括原価方式」と「資金収支方式」が挙げられるが、基本的には水道法施行規則に位置付けられており、水道料金算定要領に基づく手法である「総括原価方式」により算定する。

総括原価とは、人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、その他維持管理費用からなる営業費用と、企業債に対する支払利息及び将来の施設再構築等に充てられる資産維持費からなる資本費用によって構成される。

また、これらの費用に一般会計繰入金等を控除して総括原価を算定し、算定期間に必要となる料金収入を算出するものである。

なお、今回の検討においては、財政計画において物価上昇による影響を費用項目に考慮していること、過剰な料金改定とならないことを踏まえて、資産維持費は考慮しないものとする。

図３：総括原価の算定方式

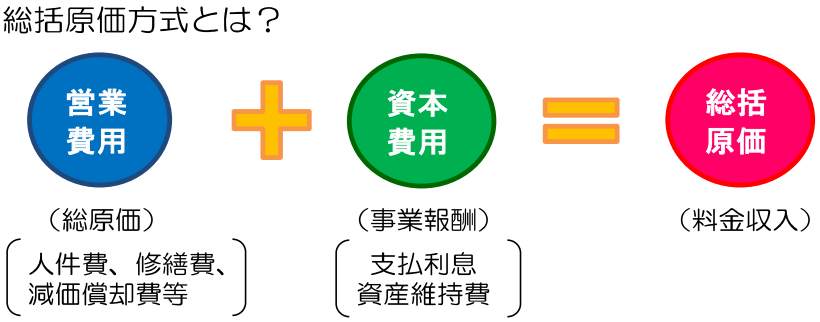

第 2 章　料金水準の算定

1. 総括原価の算定

先述の算定方式に基づき、料金算定期間（令和 9 年度～令和 13 年度）における総括原価を以下に示す。料金算定期間の 5 年間における総括原価は約 46 億円となり、これを料金収入で確保するものである。

なお、営業費用及び資本費用から控除される項目とは、給水収益以外の収益を指し、本市水道事業においては一般会計からの繰入金が主となる。一般会計からの繰入金については、財政計画より、今後も現行と同程度の繰入金が見込まれるものとしている。

表１：総括原価の算定（令和 9 年度～令和 13 年度）

費用		総括原価(千円)						備考
		R9	R10	R11	R12	R13	計	
営業費用	維持管理費	570,101	576,083	582,191	593,430	594,815	2,916,620	
	減価償却費	486,531	479,777	483,747	490,019	494,859	2,434,933	
	資産減耗費	12,306	14,441	13,391	13,391	12,866	66,395	
	合計	1,068,938	1,070,301	1,079,329	1,096,840	1,102,540	5,417,948	受託工事費除く
資本費用	支払利息	39,640	41,201	49,825	52,966	56,257	239,889	
	合計	39,640	41,201	49,825	52,966	56,257	239,889	
控除項目（給水収益以外の収益）		▲ 223,684	▲ 217,135	▲ 216,977	▲ 213,496	▲ 211,112	▲ 1,082,404	長期前受金戻入を除く
総計		884,894	894,367	912,177	936,310	947,685	4,575,433	

また、水需要予測結果に基づく料金算定期間の有収水量より、目標供給単価を約 209 円/㎥、平均料金改定率を 28％と設定する（現行供給単価 163 円/㎥：令和 5 年度実績）。

表２：目標供給単価（令和 9 年度～令和 13 年度）

項目	総括原価
総括原価(千円/5年)	4,575,433
対象期間の総有収水量（㎥/5年）	21,879,793
目標供給単価(円/㎥)	209.12

■目標供給単価及び平均料金改定率

・目標供給単価：209 円/㎥　（税抜）

・平均料金改定率：28％

2. 料金改定時の財政収支見通し

平均料金改定率 28%にて料金改定を行った場合の財政収支見通しを以下に示す。

料金改定年度である令和 9 年度以降は単年度損益が黒字に回復するが、その後減少傾向が続き、令和 15 年度には再度単年度赤字が発生する見込みである。

企業債残高は今後増加傾向を示すが、内部留保資金は令和 16 年度まで現状と同程度の約 10 億円を確保できる見込みである。

図４：料金改定した場合の収益的収支の見通し

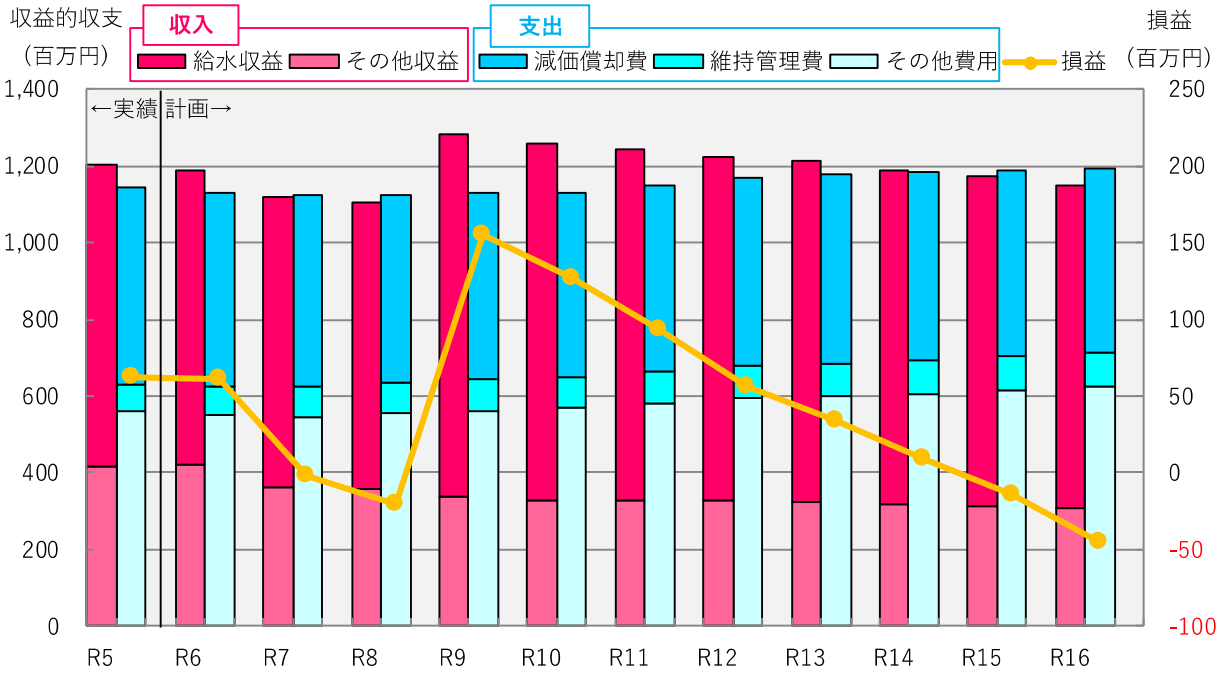

図５：料金改定した場合の資本的収支の見通し

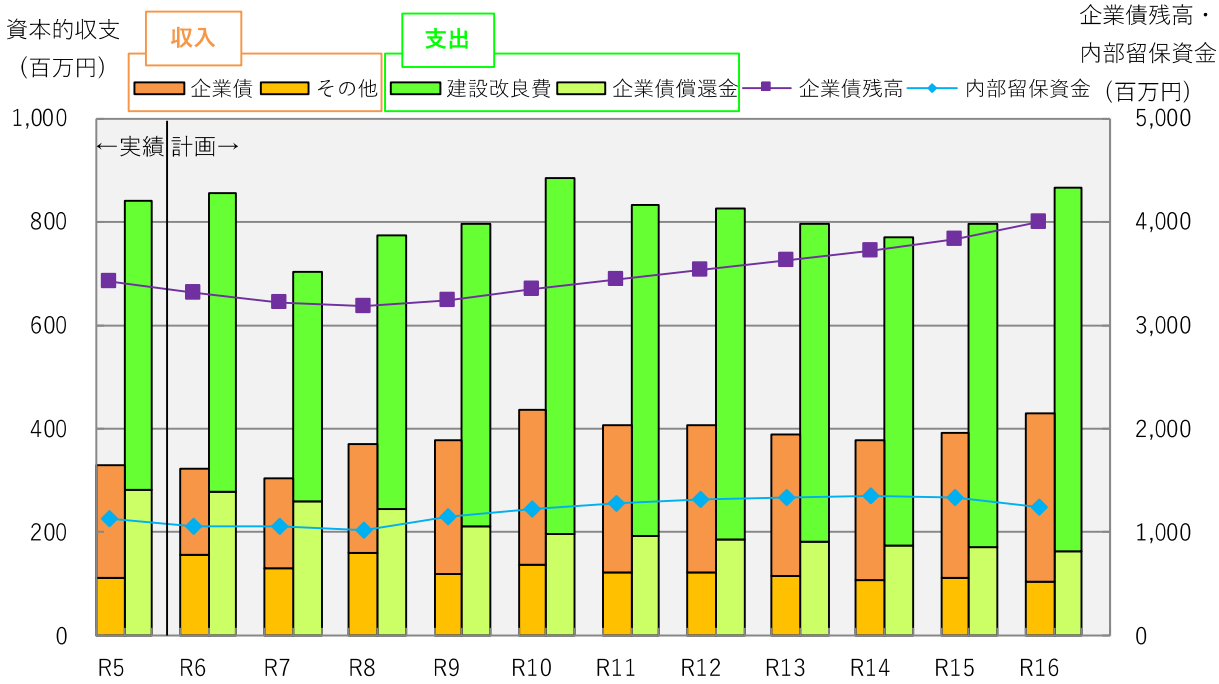

第３章　料金体系の検討

1. 料金体系の選択

料金水準となる総括原価が確定すれば、次に料金体系を選択し、必要な原価に基づき料金を決定する。

一般的に水道料金は、水道の使用水量の有無に関係なく、いつでも安全でおいしい水を供給できる体制を維持する必要がある。このため、固定的にかかる経費として負担してもらう「基本料金」と、使用した水量に応じて必要となる経費を負担してもらう「従量料金」から構成される「二部料金制」を採用している。

本市においても、「二部料金制」を採用しており、県内の上水道事業ではすべて本料金体系を採用している。

図６：料金体系の類型

表３：基本料金と従量料金

種別	定義	対象となる経費
基本料金	使用水量の有無に関わらず水道メーター口径や用途に応じて、水道使用者に負担してもらう料金	水道メーター設置費 検針徴収経費　等
従量料金	使用水量に応じて、水道使用者に負担してもらう料金	動力・薬品費　等

図７：料金体系の比較

体系分類		一部料金制		二部料金制
		定額料金制	従量料金制	基本料金＋従量料金
イメージ		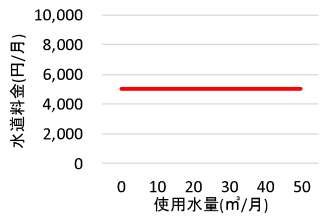	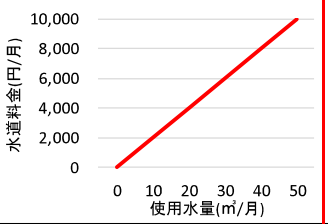	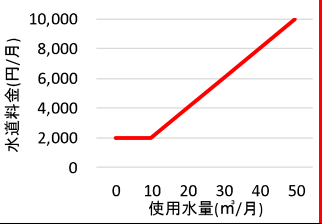
特徴		・使用水量の多寡に関わらず一定の料金となるため、安定した収入が得られる。 ・少量使用者の負担が大きい。	・使用水量に応じた料金となるため、収入が不安定になる。 ・少量使用者の負担は小さい。	・基本料金を設けることで収入の安定性も確保し、従量料金の設定により公平性も保つ。 ・少量使用者の負担は中程度。
採用状況	全国	－	－	100%
	富山県内（12団体）	－	－	100%

また、これらの料金は、水道メーターの口径の違いによって設定する方法（口径別料金体系）と、水道の用途別に料金を設定する方法（用途別料金体系）がある。

口径別料金体系では、大きな口径のメーターをつけている利用者は、一度に多くの水を使うことができることから、口径が大きいほど水道施設の費用を多く負担すべきであると考え、一般的に基本料金や従量料金を高く設定している。

一方、用途別料金体系では、水道の用途を生活用（一般家庭用）や業務・営業用などに分け、それぞれの水道使用者によって基本料金や従量料金を変えるもので、一般的には生活用に配慮した体系となっている。

本市では、口径別料金を採用しており、県内の上水道事業においては口径別料金と用途別料金の採用割合はほとんど同等である。

今回検討では、基本的な料金体系は現行と同様（二部料金制、口径別料金体系）とする。

表４：本市水道事業の料金体系

口径	水道料金1箇所につき(消費税10%込)		
	基本水量	基本料金（円）	超過料金（円/㎥）
φ13mm	～10㎥	1,595	159.50
φ20mm			
φ25mm	～20㎥	3,740	
φ30mm	～30㎥	5,610	
φ40mm	～50㎥	9,350	
φ50mm	～100㎥	18,700	
φ75mm	～200㎥	37,400	
φ100mm	～200㎥	37,400	

表４：本市水道事業の料金体系

事業体名	水道料金（φ13、20㎥/月）	料金体系			年間1人あたり水道料金	年間1人あたり市町税収入(個人)
		区分	基本料金	従量料金		
氷見市	4,663円	口径別	単一制	段階別従量制	27千円/人	46千円/人
小矢部市	3,718円	用途別	用途別	用途別段階別従量制	23千円/人	50千円/人
立山町	3,636円	用途別	用途別	単一従量制	18千円/人	49千円/人
高岡市	3,438円	用途別	用途別	用途別段階別従量制	18千円/人	55千円/人
射水市	3,410円	用途別	用途・口径別	用途・口径別段階別従量制	21千円/人	55千円/人
上市町	3,190円	口径別	単一制	単一従量制	17千円/人	48千円/人
南砺市	**3,190円**	**口径別**	**口径別**	**単一従量制**	**18千円/人**	**46千円/人**
魚津市	3,080円	用途別	用途別	用途別従量制	14千円/人	54千円/人
砺波市	3,025円	口径別	口径別	段階別従量制	16千円/人	55千円/人
富山市	2,310円	口径別	口径別	口径別段階別従量制	14千円/人	62千円/人
黒部市	1,925円	口径別	口径別	口径別段階別従量制	11千円/人	57千円/人
滑川市	1,894円	用途別	用途別	用途別段階別従量制	12千円/人	55千円/人
類似団体平均	3,735円					
全国平均	3,317円					

■料金体系

・二部料金制−口径別料金体系

2. 総括原価の分解

以下に水道料金の原価構成を示す。原価構成として需要家費、固定費、変動費に分類される。

■需要家費

給水量の多寡とは関係なく、需要家数に比例して増減する固定的経費。

検針・集金関係費及び量水器関係諸費等。

■固定費

給水量の多寡とは関係なく、水道需要の存在に伴い水道施設を適正に維持していくため、固定的に必要とされる経費。

減価償却費、支払利息といった営業費用や資本費用の大部分。

■変動費

給水量の多寡に応じて増減する経費。薬品費、動力費、受水費等。

図８：水道料金の原価構成

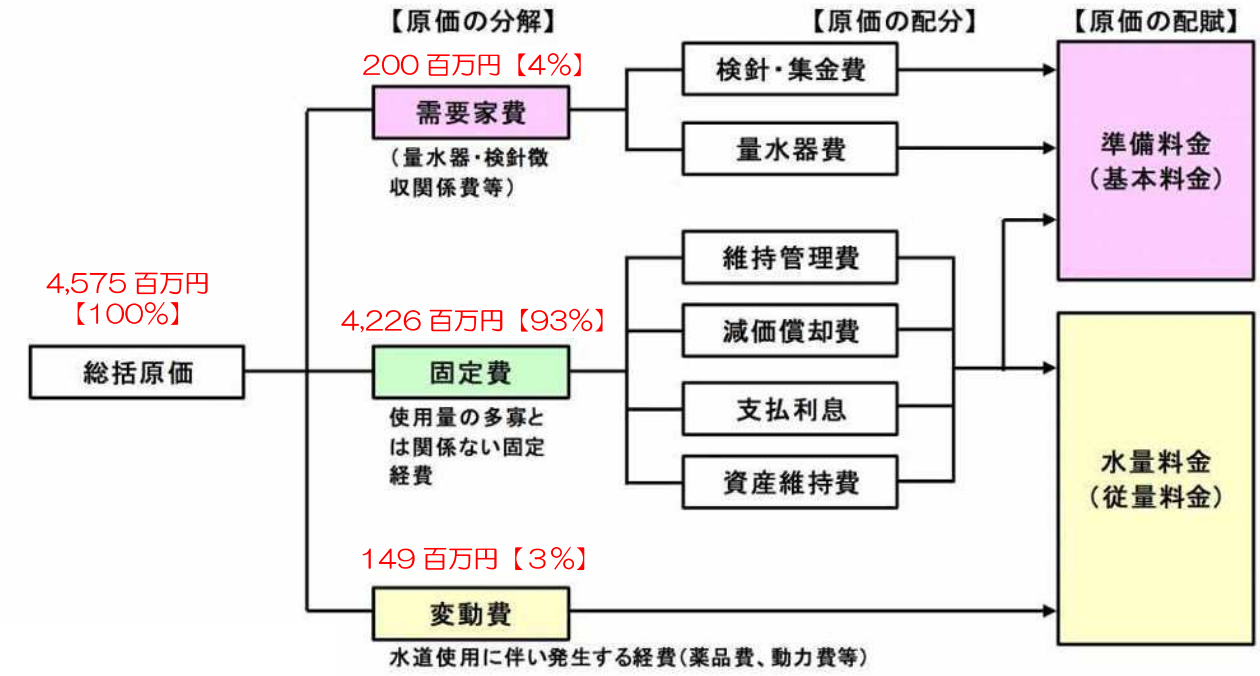

上記の原価構成に基づき、今回算定期間における総括原価を分解した結果、全体の 90%以上が固定費に分類される。固定費とは、給水量の多寡とは関係なく固定的に必要となる経費であるため、本来準備料金（基本料金）として配賦されるべきとの考えもあるが、定額部分が著しく高くなることから相当部分を水量料金（従量料金）に配分するものとする。

この配分割合については、現行の料金割合や適正な料金割合を検討のうえ設定する必要がある（次回検討予定）。

3. 料金体系検討パターンの抽出

基本的な料金体系は、現行（二部料金制、口径別料金体系）を踏襲するが、基本水量の有無や低減、従量料金体系（単一、段階別）に関しては、一部の需要家に過度な負担を強いることを避けるため、複数の体系案にてシミュレーションのうえ、詳細な料金体系を設定していくものとする。

各料金体系案のシミュレーション結果は、次回の委員会で示す予定であるが、検討パターンとして下記案にて検討予定である。

表５：料金体系検討パターン（案）※（一般家庭用口径 13㎜～20㎜ の場合）

体系案	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
	基本水量付基本料金 口径別単一従量制	基本水量付基本料金 口径別単一従量制	基本水量付基本料金 口径別段階別(逓増)従量制	基本水量付基本料金 口径別段階別(逓増)従量制
基本水量	10㎥	8㎥	10㎥	8㎥
基本料金	料金UP （10㎥×新料金/㎥）	料金UP （8㎥×新料金/㎥）	料金UP （10㎥×新料金/㎥）	料金UP （8㎥×新料金/㎥）
従量料金	一律UP	一律UP	段階的UP	段階的UP
逓増段階 （参考）	―	―	2段階 ・11～20㎥ ・20㎥～　等	3段階 ・9～10㎥ ・11～20㎥ ・20㎥～　等

南砺市上下水道料金検討委員会
第３回委員会資料（下水道事業）

写真：不動滝の霊水

令和７年２月17日

第１章　使用料改定方針

1. 使用料算定期間の決定

使用料算定期間とは、下水道使用料の算定のために使用料対象経費を積算する期間的範囲である。「下水道使用料算定の基本的考え方　2016 年度版（公益財団法人日本下水道協会）」（以下、「手引き」と言う。）では、この期間について「使用料対象経費は一般的には 3 年から 5 年程度に設定することが適当である。」と示している。

本市下水道事業において使用料を据え置いた場合、令和 7 年度から単年度損益が赤字となることが想定されているが、使用料改定には条例改正に伴う議会対応や住民への説明などの準備に時間を要することから、最短でも令和 9 年度からの使用料改定が最も現実的である。

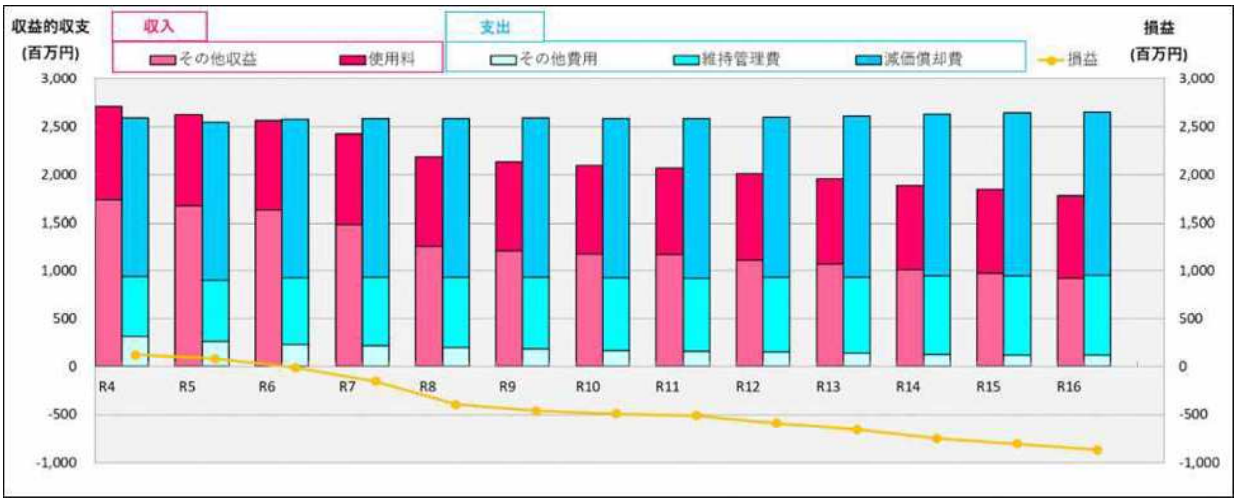

図１：収益的収支の見通し　維持管理費・総係費は物価上昇２％を見込む（現行使用料）

また、使用料改定を行う際は後述する検討プロセスを経る必要があり、そのプロセスを考慮すると使用料改定のサイクルは 5 年間が現実的である。これらより、本検討における使用料算定期間は令和 9 年度～令和 13 年度の 5 年間とする。

2. 下水道事業における費用負担の基本的考え方

下水道整備の推進と適切な維持管理を図るためには、これらに要する費用について、下水道の基本的性格等に対応した国、地方公共団体及び使用者の適正な負担が必要である。

国は、国家的見地から地方公共団体の下水道整備等を推進する責務を有し、地方公共団体は、固有の事務として下水道を整備するなどの責務を有することを鑑み、国及び地方公共団体は、原則として下水道整備等に要する費用のうち公費で負担すべき部分につき、各々の責務に対応した補助及び負担を行っているところである。

また、使用者は、下水道整備により生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることを鑑み、原則として下水道整備等に要する費用のうち私費で負担すべき部分につき、その受益等に応じて適正な費用負担をすることが求められる。

下水道の管理運営に係る費用負担については、下水道の基本的性格等を踏まえ、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、基本的には雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担するもの（使用料対象経費）とされている。ただし、下水道の公共的役割を鑑み、汚水に係る費用のうち一定のものが公費負担となる。なお、公費負担となる費用について、毎年度総務省がその対象となる費用を整理し、繰出基準として通知しているところである。

一方で実態として、下水道の整備等に係る私費負担部分については、必ずしもその全部が使用料で賄われているわけではない。私費負担とされているものについては、適正に使用料で徴収していく必要があり、使用料の算定に当たっては留意する必要がある（図２）。

図２：費用区分とその財源の状況

3. 下水道使用料体系の検討フローと第 3 回委員会での検討範囲

手引きに基づく下水道使用料体系の検討フロー及び第 3 回委員会の検討範囲を以下に示す。

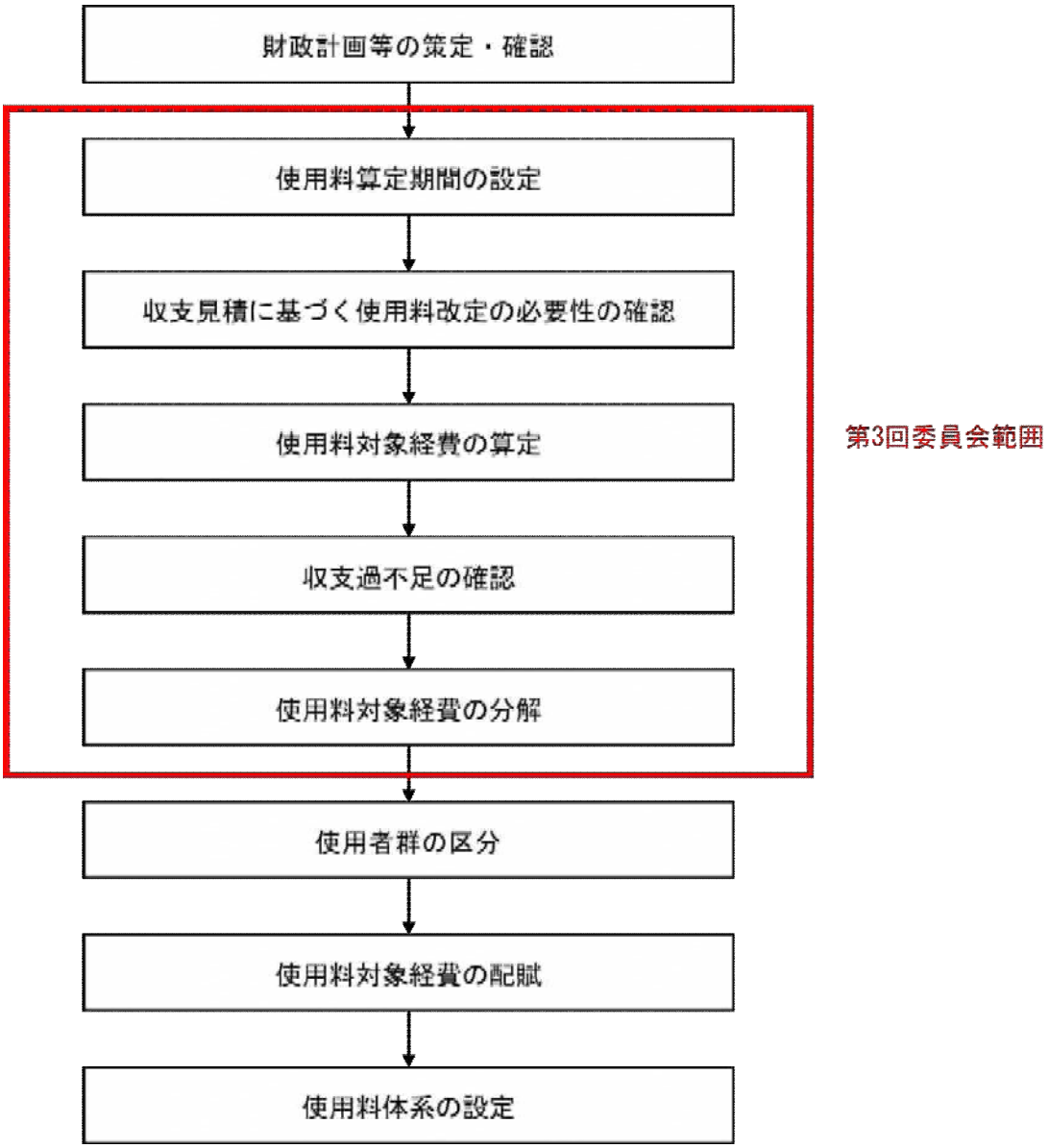

図３：使用料体系の検討フローと第 3 回委員会の検討範囲

第２章　使用料対象経費の算定

1. 必要な使用料水準の検討

(1) 内部留保資金の目標について

下水道事業では災害や感染症等の理由により、一時的に使用料収入が止まる可能性がある。そのような状況を見据え、一定の額の内部留保資金を確保しておくことが望ましい。そこで、本検討では仮に１年間使用料収入が止まっても、１年間分の維持管理費を賄えるよう、内部留保資金の目標は維持管理費の１年分とする。

(2) 総括原価方式における必要水準

総括原価方式では、汚水処理に関する原価を賄えるよう使用料を設定する。総括原価方式により、下水道事業費用から長期前受金戻入や基準内繰入金を除いた額を下水道使用料で賄う場合、令和９年度に58.2%（令和８年度からの増加率）の値上げ、令和14年度に89.8%（令和８年度からの増加率）の値上げが必要となる。（なお、使用料値上げは資産維持費を考慮せず[1]、下水道事業費用を賄える水準としている。）

また、この場合において、内部留保資金の目標は達成できる見込みである。

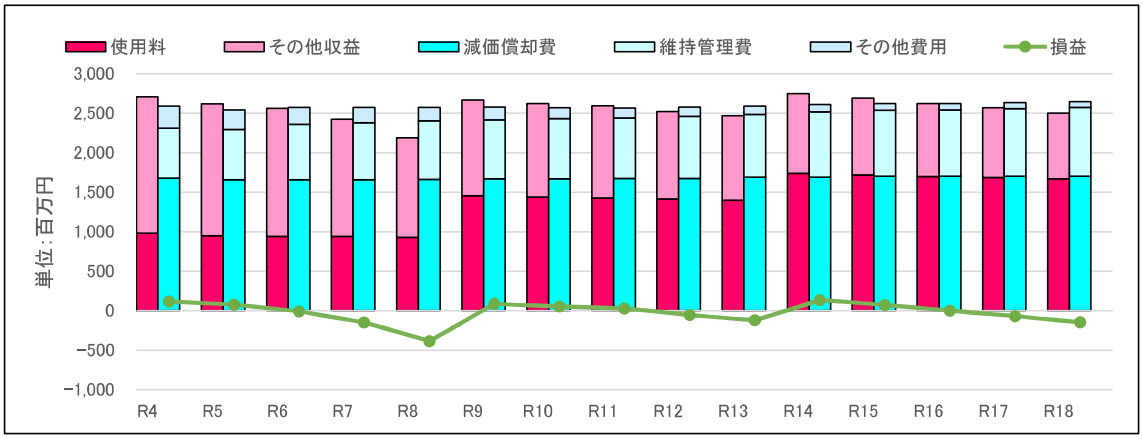

図４：収益的収支の推移（総括原価方式）

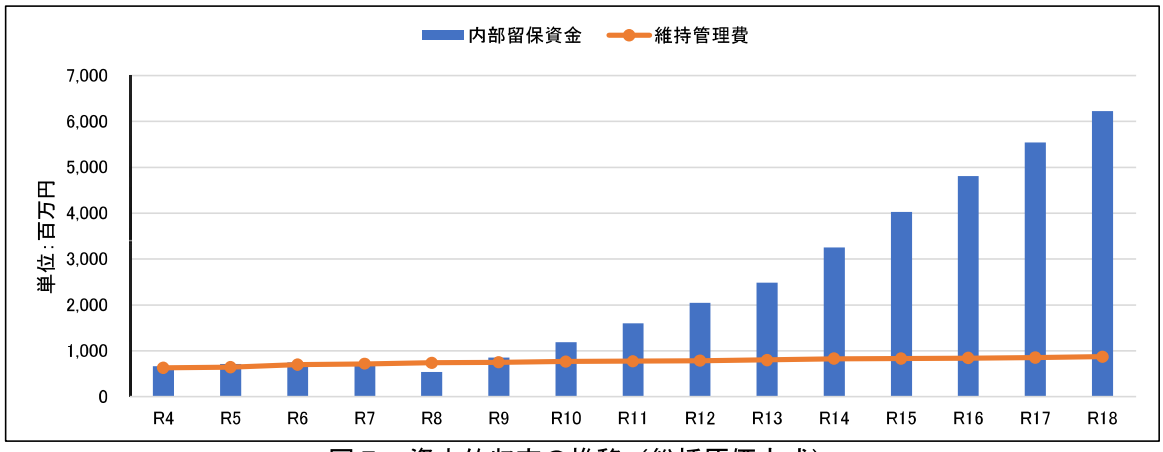

図５：資本的収支の推移（総括原価方式）

[1] 資産維持費とは、「将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保すること観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（計画）に基づいて算定するものである。」と手引きで定義されている。本検討においては物価上昇率として毎年2%の物価上昇を見込んでいるため、当該内容が工事に関わる内容ではないものの資産維持費に類するものとし、資産維持費は見込まないものとした。

(3)内部留保資金の目標を最低限確保できる水準

損益赤字を許容し、内部留保資金の目標値を最低限確保できる水準とした場合、令和９年度に 47.1％（令和８年度からの増加率）の値上げが必要となる。

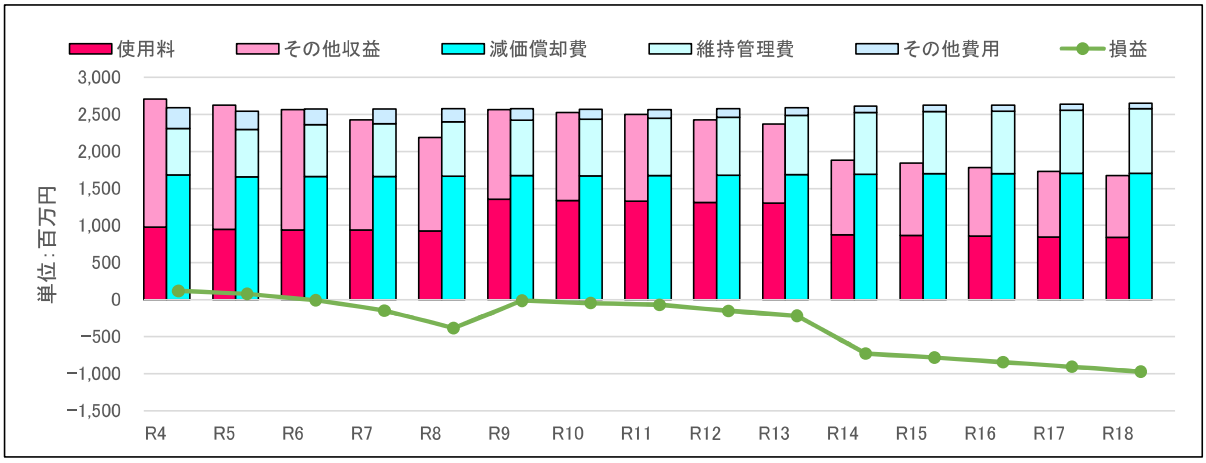

図６：収益的収支の推移（内部留保資金最低限確保）

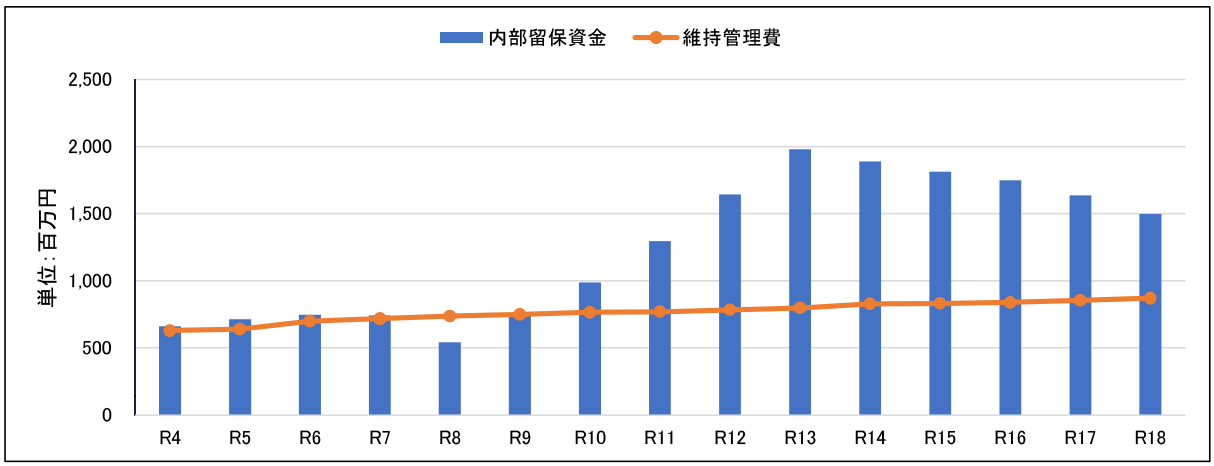

図７：資本的収支の推移（内部留保資金最低限確保）

2. 他事業体の使用料水準との比較

現在の県内の事業体との使用料水準の比較は表１に示す通りである。総括原価方式により 78%の使用料値上げをした場合、下水道使用料（20 ㎥/月）はおおよそ 7,048 円となり、県内事業体の 2 倍近くの使用料となる。

表１：県内の下水道使用料及び使用料体系

事業体名	下水道使用料（20㎥/月）	使用料体系			年間1人あたり下水道使用料	年間1人あたり市町税収入（個人）
		区分	基本使用料	従量使用料		
南砺市	**3,960円**	**用途別**	**単一制**	**用途別従量制・累進制**	**23千円/人**	**46千円/人**
上市町	3,740円	用途別	用途別	用途別従量制	21千円/人	48千円/人
魚津市	3,610円	用途別	用途別	用途別従量制・累進制	22千円/人	54千円/人
滑川市	3,593円	用途別	用途別	用途別従量制・累進制	19千円/人	55千円/人
高岡市	3,476円	用途別	単一制	用途別従量制・累進制	20千円/人	55千円/人
砺波市	3,300円	用途別	単一制	用途別従量制・累進制	20千円/人	55千円/人
小矢部市	3,300円	用途別	用途別	用途別従量制・累進制	16千円/人	50千円/人
黒部市	3,235円	用途別	用途別	用途別従量制・累進制	19千円/人	57千円/人
射水市	3,190円	用途別	用途別	用途別従量制・累進制	15千円/人	55千円/人
氷見市	3,185円	用途別	用途別	用途別従量制・累進制	16千円/人	46千円/人
富山市	3,080円	用途別	用途別	用途別従量制・累進制	20千円/人	62千円/人
類似団体平均	3,295円					
全国平均	3,011円					

※用途別：一般用または一般汚水と、公衆浴場用の２種類
※基本使用料の単一制：異なる用途で基本水量と基本使用料が同額
※従量使用料の累進制：使用水量が多いほど、超過使用料が高額になり、使用料が割高になる仕組み

3.使用料対象経費の整理

総括原価方式及び内部留保資金を最低限確保する場合のそれぞれにおける使用料対象経費を以下に示す。使用料算定期間における総括原価方式の使用料対象経費の総額は71.4億円、内部留保資金を最低限確保する場合の66.4億円となり、その差額は5.0億円である。

表２：使用料対象経費（総括原価方式）

項目		使用料対象経費（千円）					
		R9	R10	R11	R12	R13	合計
費用	維持管理費	748,661	765,525	770,544	784,436	798,555	3,867,721
	減価償却費	1,669,965	1,668,673	1,671,710	1,676,990	1,688,891	8,376,229
	支払利息	122,772	107,361	94,054	82,508	73,764	480,458
	その他費用	35,957	26,317	30,227	34,797	27,527	154,824
	費用合計	2,577,354	2,567,875	2,566,534	2,578,731	2,588,737	12,879,232
控除項目（使用料以外の収入）		1,209,405	1,179,870	1,168,460	1,112,676	1,070,296	5,740,708
使用料対象経費合計		1,367,949	1,388,005	1,398,074	1,466,055	1,518,441	7,138,524

表３：使用料対象経費（内部留保資金最低限確保）

項目		使用料対象経費（千円）					
		R9	R10	R11	R12	R13	合計
費用	維持管理費	748,661	765,525	770,544	784,436	798,555	3,867,721
	減価償却費	1,669,965	1,668,673	1,671,710	1,676,990	1,688,891	8,376,229
	支払利息	122,772	107,361	94,054	82,508	73,764	480,458
	その他費用	35,957	26,317	30,227	34,797	27,527	154,824
	費用合計	2,577,354	2,567,875	2,566,534	2,578,731	2,588,737	12,879,232
控除項目（使用料以外の収入）		1,209,405	1,179,870	1,168,460	1,112,676	1,070,296	5,740,708
損益赤字許容額		12,589	46,453	70,189	151,698	217,473	498,402
使用料対象経費合計		1,355,360	1,341,552	1,327,885	1,314,357	1,300,968	6,640,122

目標使用料単価は、総括原価を賄える水準、総括原価を賄えないが内部留保資金を最低限確保する水準、水道事業と同一の水準（28%改定）の３案の比較検討により決定する。

なお、28%改定の場合、基準外繰入金の増額または内部留保資金目標の引き下げが必要となる。

表４：目標使用料単価（令和 9 年度～令和 13 年度）

項目	総括原価	内部留保資金 最低限確保	28%改定	備考
使用料対象経費 （千円/5年）	7,138,524	6,640,122	5,776,355	
対象期間の 総有収水量 （㎥/5年）	22,214,549	22,214,549	22,214,549	
目標使用料単価 （円/㎥）	321.34	298.91	260.03	
改定率	58.2%	47.1%	28.0%	

4. 使用料対象経費の分解

総括原価方式及び内部留保資金を最低限確保する場合のそれぞれにおける使用料対象経費の分解結果を以下に示す。

表５：使用料対象経費（控除項目控除前）の整理結果（共通）

単位：円

				R9	R10	R11	R12	R13
下水道事業費用　合算				2,577,354,295	2,567,874,692	2,566,534,495	2,578,731,394	2,588,737,014
営業費用	職員給与費	基本給		23,913,000	23,913,000	23,913,000	23,913,000	23,913,000
		退職金給付金		0	0	0	0	0
		その他		24,634,000	24,634,000	24,634,000	24,634,000	24,634,000
				48,547,000	48,547,000	48,547,000	48,547,000	48,547,000
	経費	動力費		46,907,273	46,907,273	46,907,273	46,907,273	46,907,273
		修繕費		99,759,091	102,713,636	102,713,636	102,713,636	102,713,636
		材料費		745,455	745,455	745,455	745,455	745,455
		その他	光熱水費	1,478,182	1,478,182	1,478,182	1,478,182	1,478,182
			通信運搬費	7,621,818	7,621,818	7,621,818	7,621,818	7,621,818
			薬品費	0	0	0	0	0
			路面復旧費	0	0	0	0	0
			委託費	152,292,727	152,383,636	144,594,545	144,594,545	144,594,545
			流域負担金（維持）	294,508,545	293,164,545	291,826,545	290,493,545	289,164,545
			その他	49,631,781	49,642,781	49,631,781	49,642,781	54,631,781
				505,533,054	504,290,963	495,152,872	493,830,872	497,490,872
				652,944,872	654,657,327	645,519,236	644,197,236	647,857,236
	減価償却費			1,660,122,798	1,658,830,473	1,661,867,976	1,667,147,638	1,674,049,334
				2,361,614,670	2,362,034,800	2,355,934,212	2,359,891,874	2,370,453,570
営業外費用	支払利息			122,771,160	107,360,124	94,053,273	82,507,450	73,763,044
	その他			30,966,337	21,326,337	25,236,337	29,806,337	22,536,337
				153,737,497	128,686,461	119,289,610	112,313,787	96,299,381
特別損失				4,987,455	4,987,455	4,987,455	4,987,455	4,987,455
物価上昇分費用				57,014,673	72,165,977	86,323,219	101,538,278	116,996,609

表６：固定費（控除項目控除前）の整理結果（共通）

単位：円

				R9	R10	R11	R12	R13
固定費　合算				2,156,320,313	2,146,701,938	2,146,705,241	2,160,229,639	2,169,069,760
営業費用	職員給与費	基本給		23,913,000	23,913,000	23,913,000	23,913,000	23,913,000
		退職金給付金		0	0	0	0	0
		その他		24,634,000	24,634,000	24,634,000	24,634,000	24,634,000
				48,547,000	48,547,000	48,547,000	48,547,000	48,547,000
	経費	動力費		0	0	0	0	0
		修繕費		49,879,545	51,356,818	51,356,818	51,356,818	51,356,818
		材料費		372,727	372,727	372,727	372,727	372,727
		その他	光熱水費	739,091	739,091	739,091	739,091	739,091
			通信運搬費	3,810,909	3,810,909	3,810,909	3,810,909	3,810,909
			薬品費	0	0	0	0	0
			路面復旧費	0	0	0	0	0
			委託費	152,292,727	152,383,636	144,594,545	144,594,545	144,594,545
			流域負担金（維持）	0	0	0	0	0
			その他	24,815,891	24,821,391	24,815,891	24,821,391	27,315,891
				181,658,618	181,755,027	173,960,436	173,965,936	176,460,436
				231,910,891	233,484,572	225,689,981	225,695,481	228,189,981
	減価償却費			1,660,122,798	1,658,830,473	1,661,867,976	1,667,147,638	1,674,049,334
				1,940,580,689	1,940,862,045	1,936,104,957	1,941,390,119	1,950,786,315
営業外費用	支払利息			122,771,160	107,360,124	94,053,273	82,507,450	73,763,044
	その他			30,966,337	21,326,337	25,236,337	29,806,337	22,536,337
				153,737,497	128,686,461	119,289,610	112,313,787	96,299,381
特別損失				4,987,455	4,987,455	4,987,455	4,987,455	4,987,455
物価上昇分費用				57,014,673	72,165,977	86,323,219	101,538,278	116,996,609

表７：変動費（控除項目控除前）の整理結果（共通）

単位：円

				R9	R10	R11	R12	R13
変動費　合算				421,033,982	421,172,754	419,829,254	418,501,754	419,667,254
営業費用	職員給与費	基本給		0	0	0	0	0
		退職金給付金		0	0	0	0	0
		その他		0	0	0	0	0
				0	0	0	0	0
	経費	動力費		46,907,273	46,907,273	46,907,273	46,907,273	46,907,273
		修繕費		49,879,545	51,356,818	51,356,818	51,356,818	51,356,818
		材料費		372,727	372,727	372,727	372,727	372,727
		その他	光熱水費	739,091	739,091	739,091	739,091	739,091
			通信運搬費	3,810,909	3,810,909	3,810,909	3,810,909	3,810,909
			薬品費	0	0	0	0	0
			路面復旧費	0	0	0	0	0
			委託費	0	0	0	0	0
			流域負担金（維持）	294,508,545	293,164,545	291,826,545	290,493,545	289,164,545
			その他	24,815,891	24,821,391	24,815,891	24,821,391	27,315,891
				323,874,436	322,535,936	321,192,436	319,864,936	321,030,436
				421,033,982	421,172,754	419,829,254	418,501,754	419,667,254
	減価償却費			0	0	0	0	0
				421,033,982	421,172,754	419,829,254	418,501,754	419,667,254
営業外費用	支払利息			0	0	0	0	0
	その他			0	0	0	0	0
				0	0	0	0	0
特別損失				0	0	0	0	0
物価上昇分費用				0	0	0	0	0

表８：使用料対象経費（控除項目控除前）の分解結果（共通）

単位：円

	R9	R10	R11	R12	R13
需要家費	0	0	0	0	0
固定費	2,156,320,313	2,146,701,938	2,146,705,241	2,160,229,639	2,169,069,760
変動費	421,033,982	421,172,754	419,829,254	418,501,754	419,667,254
計	2,577,354,295	2,567,874,692	2,566,534,495	2,578,731,394	2,588,737,014

	R9	R10	R11	R12	R13
需要家費	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
固定費	83.7%	83.6%	83.6%	83.8%	83.8%
変動費	16.3%	16.4%	16.4%	16.2%	16.2%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表９：控除項目（使用料は対象外）の整理結果（総括原価方式）

単位：円

			R9	R10	R11	R12	R13
下水道事業収益			2,666,497,624	2,622,117,904	2,596,015,554	2,525,688,546	2,468,913,427
	営業収益計		1,511,627,000	1,496,134,000	1,480,023,000	1,464,792,000	1,449,831,000
	1-1)	使用料	1,457,092,000	1,442,248,000	1,427,555,000	1,413,012,000	1,398,617,000
	1-2)	他会計負担金	48,834,000	48,194,000	46,785,000	46,107,000	45,550,000
	1-3)	受託工事収益	1,550,000	1,550,000	1,550,000	1,550,000	1,550,000
	1-4)	その他営業収益	4,151,000	4,142,000	4,133,000	4,123,000	4,114,000
	営業外収益計		1,154,818,260	1,125,931,540	1,115,940,190	1,060,844,182	1,019,030,063
	2-1)	受取利息及び配当金	0	0	0	0	0
	2-2)	他会計補助金	671,647,000	644,017,000	633,975,000	577,631,000	532,830,000
	2-3)	雑収益	2,909	2,909	2,909	2,909	2,909
	2-4)	長期前受金戻入	483,168,351	481,911,631	481,962,281	483,210,273	486,197,154
	3)特別利益計		52,364	52,364	52,364	52,364	52,364

表１０：控除項目（使用料は対象外）の整理結果（内部留保資金最低限確保）

単位：円

			R9	R10	R11	R12	R13
下水道事業収益			2,564,765,624	2,521,421,904	2,496,345,554	2,427,033,546	2,371,264,427
	営業収益計		1,409,895,000	1,395,438,000	1,380,353,000	1,366,137,000	1,352,182,000
	1-1)	使用料	1,355,360,000	1,341,552,000	1,327,885,000	1,314,357,000	1,300,968,000
	1-2)	他会計負担金	48,834,000	48,194,000	46,785,000	46,107,000	45,550,000
	1-3)	受託工事収益	1,550,000	1,550,000	1,550,000	1,550,000	1,550,000
	1-4)	その他営業収益	4,151,000	4,142,000	4,133,000	4,123,000	4,114,000
	営業外収益計		1,154,818,260	1,125,931,540	1,115,940,190	1,060,844,182	1,019,030,063
	2-1)	受取利息及び配当金	0	0	0	0	0
	2-2)	他会計補助金	671,647,000	644,017,000	633,975,000	577,631,000	532,830,000
	2-3)	雑収益	2,909	2,909	2,909	2,909	2,909
	2-4)	長期前受金戻入	483,168,351	481,911,631	481,962,281	483,210,273	486,197,154
	3)特別利益計		52,364	52,364	52,364	52,364	52,364

表１１：使用料対象経費の分解結果（総括原価方式）

単位：千円

	R9	R10	R11	R12	R13
需要家費	0	0	0	0	0
固定費	946,915	966,832	978,245	1,047,553	1,098,773
変動費	421,034	421,173	419,829	418,502	419,667
計	1,367,949	1,388,005	1,398,074	1,466,055	1,518,441

	R9	R10	R11	R12	R13
需要家費	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
固定費	69.2%	69.7%	70.0%	71.5%	72.4%
変動費	30.8%	30.3%	30.0%	28.5%	27.6%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表１２：使用料対象経費の分解結果（内部留保資金最低限確保）

単位：千円

	R9	R10	R11	R12	R13
需要家費	0	0	0	0	0
固定費	934,326	920,379	908,056	895,855	881,301
変動費	421,034	421,173	419,829	418,502	419,667
計	1,355,360	1,341,552	1,327,885	1,314,357	1,300,968

	R9	R10	R11	R12	R13
需要家費	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
固定費	68.9%	68.6%	68.4%	68.2%	67.7%
変動費	31.1%	31.4%	31.6%	31.8%	32.3%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

第３章　使用料体系方針の検討

1. 使用料体系の基本的考え方（分類）の整理

下水道事業における使用料体系は基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制と従量使用料のみからなる単一使用料制がある。基本使用料とは、使用水量の有無に関わらず賦課される使用料で、従量使用料は使用水量の多寡に応じて水量と単位水量当たりの価格により算定し賦課されるものである。全国において多くの事業体で二部使用料制が採用されており、富山県内においては全ての事業体で二部使用料制を採用している（図８）。

		基本水量制	二部使用料制	基本料無し
概　要		一定水量内は定額基本料	基本使用料＋従量使用料	従量使用料のみ
イメージ		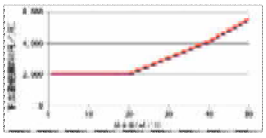	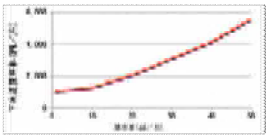	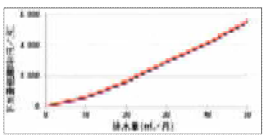
特　徴		・一定水量で定額につき下水道使用促進につながる。 ・少量使用者の負担大	・固定費を安定して収入 ・使用水量に対して公平 ・少量使用者の負担中	・固定費の収入が不安定 ・使用水量に対して公平 ・少量使用者の負担小
採用状況	全　国	10%未満	90%以上	10%未満
	富山県内（11団体）	―	100%（11団体）	―

図８：二部使用料制と単一使用料制

また、従量使用料においては使用水量が多くなると単価が高くなる累進使用料制と使用水量の多寡に関わらず単価が一定の比例使用料制がある。全国および富山県内の多くの事業体で累進使用料制を採用しており、本市においても累進使用料制を採用している。

		累進使用料制	比例使用料制
概　要		水量の増加に伴い従量額単価が増加	水量に係らず従量額単価が一定
イメージ		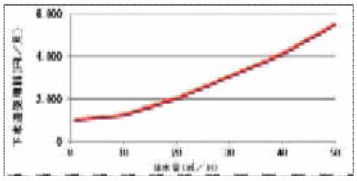	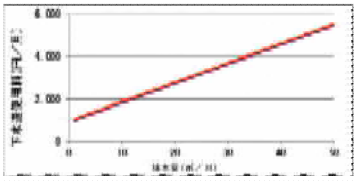
特　徴		・一般家庭に配慮 ・水需要抑制による環境保全効果 ・大規模な排水量変動による維持管理費変動リスクに対応	・大口使用者に対して公平
採用状況	全　国	約80%	約20%
	富山県内（11団体）	91%（10団体）	9%（1団体）

図９：累進使用料制と比例使用料制

2. 本市下水道事業の使用料体系

本市下水道事業における使用料体系を以下に示す。本市下水道事業の使用料体系は一般汚水と公衆浴場汚水の用途別の体系となっており、基本使用料については二部使用料制を採用しており、超過使用料については累進使用料制を採用している。

表１３：本市下水道事業の使用料体系

（消費税込）

種別	基本使用料（1か月）		超過使用料（1㎥につき）	
	排除した汚水の量	金額	排除した汚水の量	金額
一般汚水	10㎥まで	1,980円	11～20㎥	198円
			21～50㎥	209円
			51㎥～	220円
公衆浴場汚水	10㎥まで	1,980円	11～20㎥	99円
			21～50㎥	104.5円
			51㎥～	110円

3. 他事業体の使用料体系との比較

他事業体との使用料体系との比較を以下に示す。

表１（再掲）：県内の下水道使用料及び使用料体系

事業体名	下水道使用料（20㎥/月）	使用料体系			年間1人あたり下水道使用料	年間1人あたり市町税収入（個人）
		区分	基本使用料	従量使用料		
南砺市	**3,960円**	**用途別**	**単一制**	**用途別従量制・累進制**	**23千円/人**	**46千円/人**
上市町	3,740円	用途別	用途別	用途別従量制	21千円/人	48千円/人
魚津市	3,610円	用途別	用途別	用途別従量制・累進制	22千円/人	54千円/人
滑川市	3,593円	用途別	用途別	用途別従量制・累進制	19千円/人	55千円/人
高岡市	3,476円	用途別	単一制	用途別従量制・累進制	20千円/人	55千円/人
砺波市	3,300円	用途別	単一制	用途別従量制・累進制	20千円/人	55千円/人
小矢部市	3,300円	用途別	用途別	用途別従量制・累進制	16千円/人	50千円/人
黒部市	3,235円	用途別	用途別	用途別従量制・累進制	19千円/人	57千円/人
射水市	3,190円	用途別	用途別	用途別従量制・累進制	15千円/人	55千円/人
氷見市	3,185円	用途別	用途別	用途別従量制・累進制	16千円/人	46千円/人
富山市	3,080円	用途別	用途別	用途別従量制・累進制	20千円/人	62千円/人
類似団体平均	3,295円					
全国平均	3,011円					

※用途別：一般用または一般汚水と、公衆浴場用の２種類
※基本使用料の単一制：異なる用途で基本水量と基本使用料が同額
※従量使用料の累進制：使用水量が多いほど、超過使用料が高額になり、使用料が割高になる仕組み

4. 今回採用する使用料体系方針の決定

現状の使用料体系（制度）は、妥当性が高く、かつ、全国ならびに県内の他団体動向を確認の結果、最も採用の多い方式であることから、使用料体系（制度）は変更せず、現状の使用料体系（制度）を継続する。

【今回採用する使用料体系（制度）】

- 基本使用料：二部使用料制
- 従量使用料：累進使用料制
- 用途別区分：一般汚水、公衆浴場汚水
- 水量区分　：現状の区分を継続

5. 使用料体系の検討パターン

次回の委員会で示す使用料体系の検討パターンは以下のとおり設定する。各検討パターンで設定した使用料体系で使用料収入のシミュレーションを行い、使用料体系をご審議頂く予定。

【使用料体系の検討パターン】

	現行案	変更案①	変更案②	変更案②
体系案	二部使用料制 累進使用料制	二部使用料制 累進使用料制	二部使用料制 累進使用料制	二部使用料制 累進使用料制
改定内容	現行使用料体系にて基本、従量使用料を同率で改定	高齢者世帯等、使用水量の少ない利用者に配慮	高齢者世帯等、使用水量の少ない利用者に十分配慮	基本使用料増により安定収入の比率を向上
基本水量	10 ㎥	８㎥	10 ㎥	10 ㎥
基本使用料	料金ＵＰ （改定率同等）	料金ＵＰ （改定率小）	料金据え置き	料金ＵＰ （改定率大）
従量使用料	一律ＵＰ （改定率同等）	一律ＵＰ （改定率大）	一律ＵＰ （改定率大）	一律ＵＰ （改定率小）
逓増段階 （参考）	11～20 ㎥ 21～50 ㎥ 51～　㎥	9～20 ㎥ 21～50 ㎥ 51～　㎥	11～20 ㎥ 21～50 ㎥ 51～　㎥	11～20 ㎥ 21～50 ㎥ 51～　㎥

第４章　使用料体系の基礎となる認定水量の考え方について

本市下水道事業における使用水量の認定は南砺市下水道条例第 15 条第２項に定められる通り、水道水の使用水量が基本となる。今後も同様の方法で認定することとする。

なお、量水器等での計測が出来ない水を使用した場合の使用水量は、南砺市下水道条例施行規則第 28 条にて７㎥／人の認定水量が示されている。

南砺市下水道条例　第 15 条第２項

2　使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。
(1)　水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2 以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
(2)　**水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する**。
(3)　水道水以外の水を使用する場合は、市長がやむを得ないと認めた場合を除き、量水器等を設置して計測し、その使用水量をもって使用者が排除した汚水の量とする。
(4)　製氷業その他営業に伴う使用水量が、汚水量と著しく異なるときは、その営業を営む者は、毎月の汚水量及びその算出の根拠を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
(5)　市長は、前号の規定による申告があった場合において、その申告書に記載された内容を審査し、その使用者の汚水量を認定する。

南砺市下水道条例施行規則　第 28 条

(使用水量の認定)

第 28 条　条例第 15 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する水道水以外の水を使用した場合の使用水量については次の各号に定めるところによる。

(1)　量水器等により計測した水量については、水道水の使用水量に加算するものとする。
(2)　**量水器等での計測が出来ない水を使用した場合は、世帯人員数又は、従業員数に７立方メートルを乗じた水量を使用水量とする。**ただし、水道の使用水量がこれを超える場合は、水道使用量をもって使用水量とする。
(3)　世帯人員数は、毎月 1 日において住民基本台帳に記載された人数をもって認定する。
(4)　事業所及び学校等の人数は、毎年 4 月 1 日現在の従業員数又は児童生徒数を申告により認定するものとし、幼稚園、保育園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の児童生徒については 4 分の 1、それ以外の者にあっては 2 分の 1 を乗じた数をもって認定する。
(5)　前各号によることが著しく不適当と市長が認めるときは、使用人員数、業態、揚水設備、使用状況その他の事実を考慮して、その使用水量を認定する。

水器等での計測が出来ない水の認定方法について、県内他団体との比較を表 14 に、各団体の認定方法による認定水量算定結果を表 15 に示す。表 15 によると、本市下水道事業の認定水量は、世帯人員の少ない家庭では県内他団体と比較して少なめ、世帯人員の多い家庭では県内他団体と比較して多めの水量となる。高齢化が進むなか、世帯人員の少ない家庭に配慮した設定が望ましく、現状の設定が妥当と考えられるが、使用料金体系の検討において見直しの要否を検討する。

表１４：県内の量水器等での計測が出来ない水の認定方法

区分	**南砺市**	砺波市	富山市	射水市	上市町	魚津市	小矢部市	滑川市	氷見市	高岡市	黒部市
１人まで（㎥/人）	7	7	5	6	12	10	10	8	8	1人:10	1人:10
２人まで（㎥/人）	7	7	5	6	5	5				2人：16	2人：18
３人目以降（㎥/人）	7	7	7	6	5	5	4	4	4	3人：22 4人：26 5人：30 ：	3人：25 4人：31 5人：37 ：
その他加算	—	—	—	—	—	—	—	浴槽個数×4	浴槽個数×4	—	—

※高岡市、黒部市は世帯人員数毎の認定水量が設定されている。

表１５：上表の認定方法による認定水量算定結果

：上位（認定水量が多い順）３位まで

世帯人員	**南砺市**	砺波市	富山市	射水市	上市町	魚津市	小矢部市	滑川市	氷見市	高岡市	黒部市
１人	7	7	5	6	12	10	10	12	12	10	10
２人	14	14	10	12	17	15	10	12	12	16	18
３人	21	21	17	18	22	20	14	16	16	22	25
４人	28	28	24	24	27	25	18	20	20	26	31
５人	35	35	31	30	32	30	22	24	24	30	37

※滑川市、氷見市は浴槽１個/１世帯と仮定して算定

表１６：水道と井戸水等の併用の場合の水量算定方法　　【①上水水量、②認定水量】

	南砺市	砺波市	富山市	射水市	上市町	魚津市	小矢部市	滑川市	氷見市	高岡市	黒部市
算定方法	①、②の大きい方	①＋②/2 ※①が10㎥未満は10㎥	①＋②	①＋②	①、②の大きい方	①＋②/2	①＋②/2	①＋②/2	①＋②/2	①、②の大きい方	①、②の大きい方

南砺市上下水道事業料金検討委員会　第２回委員会ご意見一覧

ご意見内容		回答
No.1	南砺市合併前の旧町村料金体系について知りたい。	別紙１『南砺市合併前旧８町村の水道料金（一般家庭用）』、別紙２『南砺市合併前旧8町村の下水道使用料（一般家庭用）』をご覧ください。
No.2	水道料金にまわせる予算（財源）はありませんか？	水道事業経営には「独立採算制の原則」があります。⇒第２回資料１ページ この原則のほかに、「経費負担の原則」として「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」あるいは「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」として毎年、南砺市一般会計から繰入金として補填してもらっております。 （R5年度実績　約３億円）
No.3	山間部において個別に上下水道設備を作ることは可能か？	合併前より山間部では地域ごとに配水池があり、五箇山地域においては４６施設あります（市全体では８０施設）。概ね各集落単位での整備となっており、新たな水道施設の建設は困難な状況です。 下水道処理施設についても同様に、五箇山地域に２５施設あります（市全体では３８施設）。施設の整備は完了しており、今後新たな処理施設を建設することはありません。現在、処理施設の統廃合も含めた今後の維持管理方法を検討していますが、地形的な要因により統廃合は困難な状況です。
No.4	今後、人口減少・給水量の減少は避けられず、消滅可能性都市の一つと言われる当市において、これまでの考え方では相当な料金値上げが想定される。水道法第１条※の原点に立ち返って、重要インフラの更新を熟考して出来るだけ値上げを抑えるための提案をしたい。 ※水道法第１条（この法律の目的） この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することとすることによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。	ありがとうございます。市としましても、市民生活への影響を考慮し、過度な料金改定とならないような配慮が必要であると認識しております。

別紙１

南砺市合併前旧８町村の水道料金（一般家庭用）

（消費税５％ 込）

事業区分	旧町村名	料金体系				
		区分	基本水量（㎥）	基本料金（円）	超過(従量)料金（円/㎥）	メーター使用料 口径13㎜（円）
上水道	城端町	用途別	10	1,785	178.5	105
	井波町	用途別	8	1,512	189	－
	福野町	口径別	10	1,680	1～20㎥ 162 21㎥～ 157	101
	福光町	口径別	10	1,732.5	1～50㎥ 152.25 51㎥～ 173.25	105
簡易水道	平　村	口径別（中央・東部以外） 用途別（中央・東部）	10	1,365	136	126
	上平村	用途別	10	1,300	130	100
	利賀村	口径別	10	1,470	189	100
	井口村	口径別	10	1,650	165	100
	福野町	口径別	10	1,680	162	102
	福光町	口径別（小山・川合田以外）	10	1,732	152	105
		定額制（小山・川合田）		945	0	0

【口径別決定について】

一般家庭は大多数の旧町村が口径別を採用しており、用途別を採用している旧町村は、企業・官公庁など大口利用者の口径25㎜以上で採用している。用途別は複雑であり、多くの市町村でわかりやすい口径別を採用しているので、口径別とした。

【合併当時、基本水量を10㎥、基本料金1,550円（税込 1,627円）とすることについて】

一般家庭口径13～20㎜の基本料金は、1,300～1,700円であり、メーター使用料を加算しても1,400～1,800円であった。将来、砺波広域圏水道事業所からの受水費が安くなることを想定し、また不確定要素が多くあるが新市の経営として成り立つ収支を検討し、メーター使用料も考慮のうえ1,550円／㎥（税込 1,627円／㎥）とした。
基本水量については旧井波町が8㎥、他の旧町村は10㎥であった。

※平成22年の料金改定により、基本料金1,450円（税込 1,522円）となった。

【超過料金を従量制とすることについて】

口径13～20㎜の超過料金については、旧福光町は一部逓増、旧福野町は一部逓減制を採用、他の旧町村は従量制を採用している。それぞれ特色はあるが、中間を採り単純でわかりやすい従量制とし、基本料金と同じく不確定要素は多くあるが、低い旧町村及び将来収支採算を考慮して155円／㎥（税込 162円／㎥）とした。

別紙２

南砺市合併前旧８町村の下水道料金（一般家庭用）

【水道水使用分 ①】

（消費税5%込）

旧町村名	料金体系			
	区分	基本水量（㎥）	基本料金（円）	超過(従量)料金（円/㎥）
城端町	従量使用料制・累進使用料制	10	1,575	11㎥～ 157.5
井波町	従量使用料制・累進使用料制	8	1,260	9～50㎥ 157.5
				51㎥～ 168
福野町	従量使用料制・累進使用料制	10	1,529	11㎥～ 153.3
福光町	従量使用料制・累進使用料制	10	1,365	11㎥～ 157.5
井口村	従量使用料制・累進使用料制	10	1,700	11～50㎥ 170
				51～100㎥ 180
				101㎥～ 190
平　村	定額制・人員割	－	2,600	人員割　350
上平村	定額制・人員割	－	2,600	人員割　360
利賀村	定額制・人員割	－	2,000	人員割　350

五箇山地域は山水使用者が多く、流入量が特定できないということから、定額制＋人員割を採用していたが、平野部旧町村はじめ、県内でも大多数の市町村が従量使用料制・累進使用料制を採用しており、合併後、新市料金体系に統一する際、過大負担にならないよう配慮しつつ、それを採用した。

平成２２年の料金改定では、それまで水量に関わらず一定額としていた超過水量の単価を、累進体系を採用した単価へ変更し、下水道事業の経営改善を図った。

超過水量単価が３段階で上がる累進体系すなわち、使用水量の少ない世帯は低い単価、使用水量が一定水量を超えるとより単価が高くなっていく料金体系を採用している。

【水道以外の水（井戸・山水）を使用している場合】

	水道以外の水（井戸水・山水）の認定 ②	水道と併用の場合
城端町	基本水量＋（世帯人員－１人）×７㎥	水道水①と②のいずれか多い方
井波町	世帯人員×７㎥	水道水①＋②×１／２
福野町	１人１０㎥、２人１６㎥、３人２２㎥ ４人以上は１人増すごとに６㎥加算	水道水①と②のいずれか多い方
福光町	世帯人員数×７㎥	水道水①と②のいずれか多い方
井口村	世帯人員数×７㎥	水道水①と②のいずれか多い方
平　村	定額制・人員割	定額制・人員割
上平村	定額制・人員割	定額制・人員割
利賀村	定額制・人員割	定額制・人員割

水道水以外の水を使用、あるいは水道水と併用している家庭があるため、これについては、従量使用料制とともに、認定水量制料金体系を併用することとしている。